

岬町公告第 11 号

地の海地区水路整備事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 1 日

岬町長 田 代 堯

令和 7 年岬町要綱第 52 号

地の海地区水路整備事業補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 10 月 1 日

(総則)

第 1 条 地の海地区水路整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、岬町補助金等交付規則（平成 5 年岬町規則第 10 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、地の海地区水路の改修事業を行う者に対し、その費用の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、大阪泉州農業協同組合とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、地の海地区水路の改修（通常の維持管理及び改修工事を除く。）とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、地の海地区水路整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、交付を決定した旨を地の海地区水路整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付の決定を受けた者は、当該事業を完了した後、地の海地区水路整備事業補助金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書、領収書、振込書等経費の支払及び支払内容を確認できる書類の写し

(交付額の確定)

第10条 町長は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定した旨を地の海地区水路整備事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により当該報告者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条に規定する補助金の交付額の確定を受けた者は、地の海地区水路整備事業補助金交付請求書（様式第5号）を、交付額の確定を受けた日から起算して30日以内に、町長に提出しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効等)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(1) 申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。

(2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。